

技能講習等資格一覧表

(建災防兵庫県支部技能講習実施科目関連のみ掲載)

科目	適用業務	科目	適用業務
足場の組立て等 作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号) つり足場(ゴンドラのつり足場を除く) 張出し足場又は高さが5m以上の構 造の足場の組立て、解体又は変更 の作業	木造建築物の 組立て等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の4) 建築基準法施行令(昭和25年政令第 338号)第2条第1項第7号に規定する 軒の高さが5m以上の木造建築物の 構造部材の組立て又はこれに伴う屋 根下地もしくは外壁下地の取付けの 作業
型枠支保工の 組立て等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条14号) 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋か い等の部材により構成され、建設物 におけるスラブ、けた等のコンクリ ートの打設に用いる型枠を支持する仮 設の設備をいう)の組立て又は解体 の作業	コンクリート造の工作物の 解体等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の5) コンクリート造の工作物(その高さが 5m以上である物に限る)の解体又 は破壊の作業
地山の掘削及び 土止め支保工 作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条9号) [地山掘削] 掘削面の高さが2m以上となる地山 の掘削(ずい道及びたて坑以外の抗 の掘削を除く)の作業 (令6条10号) [土止め支保工] 土止め支保工の切りばり又は腹起こ しの取付け又は取りはずしの作業	有機溶剤作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1	(令6条22号) 屋内作業場又はタンク、船倉もしくは 坑の内部その他の厚生労働省令で 定める場所において別表6の2に掲 げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該 有機溶剤以外の物との混合物で、当 該有機溶剤を当該混合物の重量の 5%を超えて含有するものを含む)を 製造し、又は取り扱う業務で、厚生 労働省令で定めるものに係る作業
鋼橋架設等 作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の3) 橋梁の上部構造であって、金属製の 部材により構成されるもの(その高 さが5m以上であるもの又は当該上 部構造のうち橋梁の支間が30m以 上である部分に限る)の架設、解体 又は変更の作業	酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1	(令6条21号) 別表第6に定める酸素欠乏危険場所 における作業
建築物等の鉄骨の 組立て等作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1 則79条 別表6	(令6条15号の2) 建築物の骨組み又は塔であって、金 属製の部材により構成されるもの(そ の高さが5m以上であるものに限る) の組立て、解体又は変更の作業	石綿作業主任者 法14条、令6条 則16条 別表1	(令6条23号) 石綿もしくは石綿をその重量の0.1% を超えて含有する製剤その他の物 (石綿等)を取扱う作業(試験研究の ため取扱う作業を除く)又は石綿等 を試験研究のため製造する作業